

# News Letter

2019年

9月

中国四国農政局  
島根県拠点

## 多伎いちじく

JAしまね多伎いちじく生産部会

出雲市多伎町では、いちじくが昔から農家の庭先や畑の周りに植えられ身近な季節の果物として親しまれてきました。また、多伎町の水はけの良い土壤に海岸に近いことから冬でも雪が積りにくい気候風土が合っているようです。

昭和40年代から水田の転作作物で栽培され、昭和53年からは町の奨励作物として本格的に栽培が始まり、現在、多伎いちじく生産部会の会員は86名です。栽培面積は、多伎地区で約16ヘクタール栽培されていますが、水田にもいちじくを栽培する動きがあり、今年度に新しい生産団地も計画されていることから栽培面積も増



神田信次氏の園地にて撮影

える予定です。

日本で主に栽培されているいちじくの品種は、「梶井ドーフィン」ですが多伎いちじくは「蓬萊柿（ほうらいし）」という小ぶりですが甘味が強く独特風味とやや酸味がありフルーティーで美味しいのが特徴です。地元では、産地化が進み、ブランド品として定着し首都圏でも高評価が得られています。

また、2011年10月にフランスで開催された「ヴェゼノーブルいちじく収穫祭」では、「干しいちじく」が最優秀賞を受賞、



多伎いちじく館

「いちじくドレッシング」が3位入賞するなど海外でも評価の高い「いちじく」でもあります。

いちじくの旬は、夏の8月頃から10月になります。町内には、直売所の「多伎いちじく館」があり、多伎いちじくを中心に多伎町産の野菜、鮮魚の販売をしています。

ぜひ、「多伎いちじく」をご賞味ください。



ジャム



ドレッシング

## 「令和元年秋の農作業安全確認運動」

令和元年のテーマは

「まずはワンチェック、ワンアクションで農作業安全」です。

農業就業人口が減少する中、毎年300人以上発生している農作業死亡事故を減少させるため、9月から10月までを農作業安全対策の重点期間として、令和元年秋の農作業安全確認運動を実施します。

令和元年の運動については、GAP（農業生産工程管理）の周知を通じた現場の改善活動、農業者の安全確保の声かけ・注意喚起等の農作業事故防止対策の取組を推進します。

また、全国的に乗車中の事故が多く発生している乗用型トラクターに関しては、乗車時のシートベルト、ヘルメットの着用の声かけを統一的に実施します。

運動期間：

令和元年9月1日～10月31日（2か月間）

※各地域の営農形態等を踏まえ、運動期間が前後することもあります。



・報道発表資料（プレスリリース）

<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/sizai/190729.html>

## 「消費税軽減税率制度」関係について

令和元年10月から消費税の軽減税率制度が導入されます。

軽減税率制度に関することや中小事業者等向けの支援につきましては、以下のホームページ等をご覧ください。

・軽減税率制度に関すること

国税庁ホームページ又は最寄りの税務署

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//index.htm>

また、多くの事業者の方が制度を理解し準備を進めていただけるよう、中四国各県の全ての税務署で軽減税率制度説明会を開催します。

・詳しくは、こちらをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>

・中小事業者等への支援

軽減税率対策補助金事務局

専用ダイヤル 0570-081-222、<http://kzt-hojo.jp/>

◎「News Letter」は、原則奇数月に発行しています。

編集：中国四国農政局 島根県拠点

〒690-0001 松江市東朝日町192

TEL (0852)24-7311(内線211) FAX (0852)27-0641 <農政局HP><http://www.maff.go.jp/chushi/>

◆ニュースレターに関するアンケートにご協力ください。<https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/nl180401.html>